

## 長崎市社会福祉協議会支部活動助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉の向上・充実を図るため、小地域を基盤として設立された長崎市社会福祉協議会支部（以下、「支部」という。）の育成及び支部が実施する地域福祉活動をより活性化するための事業に対して行う、長崎市社会福祉協議会支部助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるものとし、交付要件及び助成額は、別表1に定めるとおりとする。

(1) 支部活動育成事業

支部育成を円滑かつ活発に推進するための活動（事業費、会議費、研修費、その他の費用）

(2) ふれあい食事サービス事業

ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）を対象に、食事会をとおして行う健康管理、生活指導及び隣人関係をつくる活動

(3) 高齢者ふれあいサロン事業

高齢者と地域住民との交流や親睦などをとおして行う心身の健康や生きがいをつくる活動

(4) 子育てサロン事業

市内に住む未就学の乳幼児を持つ保護者が気軽に集い、住民との交流や情報交換をとおして子育て不安を解消し、子育てを楽しみながら仲間をつくりささえあう活動

(5) ささえあいネットワーク活動事業

要支援者（高齢者、障がい者及びひとり親家庭等）の見守りや日常生活支援など地域福祉の推進のためのささえあいネットワーク活動

(6) 地域福祉活動活性化事業

地域で安心して生きがいを持って生活できる福祉の実現に向け、住民がささえあい住みよい街づくりを進める活動

2 前項の助成金の交付を受けた後に、助成対象事業を中止し、若しくは他の制度に移行した場合等は、すみやかに会長に報告することとし、別表2に基づき助成金の返還をするものとする。

この場合における助成金の返還の取扱いについては、第7条、第8条及び第9条の例によるものとする。

### (助成金交付申請書の提出)

第3条 助成金の交付を受けようとする支部は、支部活動助成金交付申請書（様式第2号）に、事業ごとに次に掲げる書類を添えて、社協会長（以下「会長」という。）が

定める期日までに提出するものとする。また、当年度に新規で助成金の交付申請を行う場合は、事前に社協と協議の上、上記と同様に会長が定める期日までに会長に提出するものとする。

(1) 支部活動育成事業

ア 支部結成準備金交付請求書（様式第1号）【新規設立支部のみ対象】

イ 支部事業計画書（任意様式）

ウ 支部事業予算書（任意様式）

エ 支部区域表（任意様式）

(2) ふれあい食事サービス事業

ア ふれあい食事サービス事業実施計画書（様式第4号）

イ ふれあい食事サービス事業参加者名簿（様式第4号の1）【新規のみ】

ウ ふれあい食事サービス事業支部関係者・ボランティア名簿（様式第4号の2）  
【新規のみ】

エ ふれあい食事サービス小型調理器材整備費請求書（様式第4号の3）【新規開始支部のみ対象】

(3) 高齢者ふれあいサロン事業

ア 高齢者ふれあいサロン事業実施計画書（様式第5号）

(4) 子育てサロン事業

ア 子育てサロン事業実施計画書（様式第6号）

イ 子育てサロン事業活動準備費請求書（様式第6号の1）【新規のみ】

(5) ささえあいネットワーク活動事業

ア ささえあいネットワーク活動事業実施計画書（様式第7号）

イ ささえあいネットワーク活動事業対象者名簿（様式第7号の1）

ウ ささえあいネットワーク活動事業組織づくり推進費請求書（様式第7号の2）  
【新規のみ】

(6) 地域福祉活動活性化事業

ア 地域福祉活動活性化事業実施計画書（様式第8号）

(7) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第4条 会長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付の決定を行う。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、支部活動助成金交付決定通知書（様式第9号）により該当支部に通知するものとする。また、助成金の不支給を決定したときは、支部活動助成金通知書（様式第9号の1）により該当支部に通知するものとする。

3 会長は、助成金交付の決定したときは、すみやかに随時交付するものとする。

(助成金の交付及び通知)

第5条 助成金は、支部が指定する口座に振込むものとする。ただし、支部活動育成事

業については2回に分割、ふれあい食事サービス事業の助成金については3回に分割し交付する。

- 2 会長は、助成金の分割交付をするときは、支部活動助成金交付決定通知書（様式第9号）、または、支部活動育成事業（下期分）助成金交付決定通知書（様式第9号の2）により支部に通知するものとする。

（実施報告）

第6条 助成金の交付を受けた支部は、助成対象事業が終了したときは、支部活動助成金実施報告書（様式第10号）に、各事業に応じて次に掲げる書類を添えて一括して会長が定める期日までに提出しなければならない。

（1）支部活動育成事業

- ア 支部事業報告書（任意様式）
- イ 支部事業決算書（任意様式）

（2）ふれあい食事サービス事業

- ア ふれあい食事サービス事業実施報告書（様式第11号）
- イ ふれあい食事サービス事業出席者名簿  
（参加者：様式第11号の1、支部関係者：様式第11号の2、ボランティア・その他：様式第11号の3）

（3）高齢者ふれあいサロン事業

- ア 高齢者ふれあいサロン事業実施報告書（様式第12号）

（4）子育てサロン事業

- ア 子育てサロン事業実施報告書（様式第13号）

（5）ささえあいネットワーク活動事業

- ア ささえあいネットワーク活動事業実施報告書（様式第14号）

（6）地域福祉活動活性化事業

- ア 地域福祉活動活性化事業実施報告書（様式第15号）

（7）その他会長が必要と認める書類として、支部の予算及び決算の議決後、すみやかに次の書類を提出するものとする。

- ア 支部事業計画書（当年度）
- イ 支部予算書（当年度）
- ウ 支部事業報告書（前年度）
- エ 支部決算書（前年度）
- オ 役員・評議員名簿（当年度）

（交付済助成金の精算等）

第7条 会長は、前条の規定により報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る助成活動の実施成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを確認し、交付額を精算する。

（交付決定の取消等）

第8条 会長は、次の各号いずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。助成金の返還額は、別表3に定めるとおりとする。

- (1) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 助成事業に対して偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金交付を受けたとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 助成金交付決定後の事情の変更により特別の必要性が生じたとき。

(助成金の返還)

第9条 会長は、前条により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成支部に対し期限を定めて支部活動助成金返還額決定通知書(様式第16号)により、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、助成支部に交付すべき助成金の額を精算した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 次の要綱については平成30年3月31日をもって廃止する。ただし、廃止前の要綱に基づく交付金に係る実施報告については、従前のとおりとする。

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会社協支部活動育成事業助成金交付要綱

長崎市社会福祉協議会地域福祉活動推進事業(ふれあい食事サービス事業)助成金交付要綱

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会高齢者ふれあいサロン事業助成金交付要綱

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会ささえあいネットワーク活動事業助成金交付要綱

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会子育てサロン事業助成金交付要綱

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会地域福祉活動活性化事業助成金交付要綱

別表1 (第2条第1項関係)

助成対象事業名	交付要件	助成金額算定方法
(1)支部活動育成事業	<p>(1) 支部組織の維持・向上を目的とした各種会議や支部役員の資質向上を目的とした研修事業、その他支部の発展に寄与するもの</p> <p>(2) 結成準備金は、支部設立時の初年度に限り交付するものとし、支部設立日の前1箇月以内に請求するものとする</p> <p>ただし、支部の分離及び統合に伴うものは対象としない</p>	<p>(1) 育成助成金 均等割 32,000 円+世帯割額(46.46 円)世帯数 ア 世帯数は当該年度の長崎市の調査によるものとする イ 二回分割交付とし、申請時に昨年実績の 6 割を交付し、9月に当年度の実交付額から 1 回目交付額を差し引いて交付する ウ 設立初年度の助成については、当該助成金に設立月に応じた下記交付率を乗じて交付する 4~6 月 100% 7~9 月 75% 10~12 月 50% 1~3 月 25%</p> <p>(2) 結成準備金(初年度のみ) 45,000 円</p>
(2)ふれあい食事サービス事業	<p>(1) ひとり暮らしの高齢者(65歳以上)を対象に、食事会をとおして行う健康管理、生活指導及び隣人とのつながりをつくるもの</p> <p>(2) 開催数は原則として月 1 回以上</p> <p>(3) 参加対象は概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>(4) 参加者は原則として 10 人名以上</p> <p>(5) 小型調理機材整備費は、新規開設に伴い、調理器材(鍋、釜、茶わん、皿類に限る)を整備する必要がある場合に限り交付するものとし、開始日の前1箇月以内に請求するものとする</p>	<p>(1) 活動費 600 円×参加高齢者数(ボランティア数を含む)×当年度の予定実施月数×2/3 ア 参加高齢者数及びボランティア数は、前年度の各延数を開催回数で割った実績数とする ただし、ボランティア数は参加高齢者数の 1/2 を限度とし、実績数が参加高齢者数の 1/2 に満たない場合は実績数とする イ 実績数計算に伴う小数点以下の端数は切上げる ウ 三回分割交付とし、申請時に 4~7 月分、7月に 8~11 月分、11 月に 12~翌年 3 月分を交付する</p> <p>(2) 小型調理器材整備費(初年度のみ) 参加者 50 人未満 30,000 円 参加者 50 人以上 50,000 円</p>
(3)高齢者ふれあいサロン事業	<p>(1) 高齢者が地域の中で、気軽に集える場所を提供し、住民との交流や親睦などをとおして行う心身の健康や生きがいづくりを図るもの</p> <p>(2) 特定の活動に限らず、誰も</p>	<p>(1) 運営費 年間 30,000 円 ア 開始初年度の助成については、当該助成金に開始月に応じた下記交付率を乗じて交付する 4~6 月 100% 7~9 月 75% 10~12 月 50% 1~3 月 25%</p>

助成対象事業名	交付要件	助成金額算定方法																						
	<p>が自由に参加できる環境を有するもの</p> <p>(3) 開催数は原則として月1回以上</p> <p>(4) 開催時間は1時間30分以上</p> <p>(5) 参加対象は概ね65歳以上の高齢者</p> <p>(6) 参加者は原則として10人以上</p>																							
(4)子育てサロン事業	<p>(1) 未就学の乳幼児を持つ保護者が地域の中で、気軽に集える場所を提供し、住民との交流や情報交換をとおして子育ての不安を解消し、子育てを楽しみながら仲間づくりやお互いにささえあうもの</p> <p>(2) 開催数は原則として月1回以上</p> <p>(3) 開催時間は1時間30分以上</p> <p>(4) 参加対象は未就学の乳幼児とその保護者</p> <p>(5) 参加者は原則として10組以上</p>	<p>(1) 運営費 年間 20,000 円</p> <p>ア 開始初年度の助成については、当該助成金に開始月に応じた下記交付率を乗じて交付する</p> <p>4～6月 100% 7～9月 75% 10～12月 50% 1～3月 25%</p> <p>(2) 活動準備費（初年度のみ） 10,000 円</p>																						
(5)ささえあいネットワーク活動事業	<p>(1) 日常生活をおくる上で何らかの支援を要する住民に対し、声かけ等の見守りや軽度の生活支援を行う住民による助け合いを行うもの</p> <p>(2) 活動回数は原則として一世帯当たり平均月1回以上</p> <p>(3) 活動協力者の連絡会または研修会等を行い、連携を図る</p> <p>(4) 活動費は、会議費、研修費（会場代・茶菓代等）、調査費（通信、交通費等）、消耗品費</p>	<p>(1) 活動費</p> <table border="0"> <tr><td>1～ 5世帯</td><td>10,000 円</td></tr> <tr><td>6～ 10世帯</td><td>20,000 円</td></tr> <tr><td>11～ 15世帯</td><td>30,000 円</td></tr> <tr><td>16～ 30世帯</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td>31～ 60世帯</td><td>60,000 円</td></tr> <tr><td>61～ 90世帯</td><td>70,000 円</td></tr> <tr><td>91～120世帯</td><td>80,000 円</td></tr> <tr><td>121～150世帯</td><td>90,000 円</td></tr> <tr><td>151～160世帯</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>161～170世帯</td><td>110,000 円</td></tr> <tr><td>171世帯以上</td><td>120,000 円</td></tr> </table> <p>(2) 組織づくり推進費（初年度） 50,000 円</p>	1～ 5世帯	10,000 円	6～ 10世帯	20,000 円	11～ 15世帯	30,000 円	16～ 30世帯	50,000 円	31～ 60世帯	60,000 円	61～ 90世帯	70,000 円	91～120世帯	80,000 円	121～150世帯	90,000 円	151～160世帯	100,000 円	161～170世帯	110,000 円	171世帯以上	120,000 円
1～ 5世帯	10,000 円																							
6～ 10世帯	20,000 円																							
11～ 15世帯	30,000 円																							
16～ 30世帯	50,000 円																							
31～ 60世帯	60,000 円																							
61～ 90世帯	70,000 円																							
91～120世帯	80,000 円																							
121～150世帯	90,000 円																							
151～160世帯	100,000 円																							
161～170世帯	110,000 円																							
171世帯以上	120,000 円																							

助成対象事業名	交付要件	助成金額算定方法
(6) 地域福祉活動 活性化事業	(1) 地域福祉活動の活性化を目的とした支部の住民が行う多種多様なもの (2) 事業の目的に適合していれば活動内容を変更可能とする。 ただし、申請後の変更は、計画書の再提出により事前届けを行うこととする	(1) 運営費 ア 世帯数は当該年度の長崎市の調査によるものとし、助成額はその世帯数を基準に、下記の区分により算出する。 2,000 世帯未満 40,000 円 4,000 世帯未満 60,000 円 4,000 世帯以上 80,000 円

※1 「参加者」とは、責任者及びボランティア等の運営スタッフを除くものとする。

※2 「原則として」の後にある数値は、回数及び参加者数(※1)がその数値を確保されていること。但し、天候等やむを得ない事情により、一時的に数値を割ることを認めることをいう。「概ね」とは、設定された状況に相当すると判断されること。

※3 算出された最終値の端数は 1,000 円未満を切上げる。

別表2 (第2条第2項関係)

助成対象事業名	助成金返還額
(1) 支部活動育成事業 (3) 高齢者ふれあいサロン事業 (4) 子育てサロン事業 (5) ささえあいネットワーク活動事業	助成額から助成事業中止等の状況に至った時点の支出額を差し引いて得た額
(2) ふれあい食事サービス事業	未開催回数に実施場所1回当たりの単価を乗じて得た額
(6) 地域福祉活動活性化事業	未開催分

※算出された最終値の端数は 1,000 円未満を切捨てる。

別表3 (第8条関係)

条項	助成金返還額
(1)	助成事業活動以外の用途に使用した額
(2)	全額
(3)	全額
(4)	事情を勘案して決定する

※算出された最終値の端数は 1,000 円未満を切捨てる。